



Title	第二次世界大戦後の日本における浮浪児・戦災孤児の歴史
Author(s)	逸見, 勝亮; Hemmi, Masaaki
Citation	日本の教育史学 : 教育史学紀要, 37, 99-115
Issue Date	1994-10-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/6130
Type	journal article
File Information	shigaku37.pdf



第二次世界大戦後の日本における浮浪児・戦争孤児の歴史

北海道大学 逸見勝亮

Juvenile Vagrants and War – Orphants
after World War II in Japan

Masaaki Hemmi

日本の教育史学 教育史学会紀要 第37号 抜刷

1994. 10. 1 発行

第二次世界大戦後の日本における浮浪児・戦争孤児の歴史

北海道大学 逸見勝亮

Juvenile Vagrants and War - Orphants
after World War II in Japan

Masaaki Hemmi

はじめに

第二次世界大戦後の日本における浮浪児・戦争孤児¹⁾に関する研究は、管見の限り原爆孤児を対象とした児玉克哉「原爆戦災孤児の生活史に関する社会学的研究」²⁾、「原爆孤児」³⁾などを散見しうるのみである。

一方、日本教育史の文献はわかりきった事実のように浮浪児・戦争孤児の存在について触れている。それらの多くが点描に過ぎないなか、ある戦後教育史の概説書は比較的丁寧な次のように記している。

……戦災で両親と家を失った子どもたちは、戦時下は疎開地や工場で乏しいながら食を得ていたものの、戦後は路頭に迷い浮浪化する。……「浮浪児」「戦災孤児」たちは、生きるための食を求め歩き、チャリンコ、タカリさえもやり、やがて靴ミガキ、闇タバコの立ち売り、汽車のヤミ切符売りなどになりわいを見出すようになる。1948年2月の調査にしてもなお、全国で12万3,500人という家なき子の推定数があげられていた（厚生省調べ）。

敗戦当時、「戦災孤児」「浮浪児」たちのおかれていた状態は、ともかくも家と親とももっていた一般の子どもたちの状態と全く隔絶したものとは考えられない。むしろ当時の日本の子どもや青年の心身の一般的な状態をややきわだったかたちで表現していたとみることができるかもしれない。かれらはまさに存在自体において、戦争という愚行にのめり込み、これに若い世代をまき込んでいったおとなたちへの批判であり、同時にまた、戦争の最大の被害者が子どもたちであることを示すものであった⁴⁾。

私は、「一般の子どもたちの状態と全く隔絶したものとは考えられない。」という評価には賛成できない。家と両親を失っただけで「全く隔絶」していたとするに何の不足もない。まして、浮浪児・戦争孤児は憐憫・保護の対象であったと同時に、多くの場合取締りの対象でもあったのである。戦争孤児の存在が「おとなたちへの批判」であったとい

うよりは、おとなたちは孤児たちを蔑みかつ恐れたのではなかったか。「戦争の最大の被害者」は戦争で殺されたひとびとであった。

社会事業史研究は当然浮浪児・戦争孤児について触れている。例えば、吉田久一は「要保護児童」「戦後混乱期の児童保護」に相当の紙幅を割いており⁵⁾、「戦災遺児保護対策要綱〔昭和20. 6. 28〕」にも言及していて、資料の渉猟には瞳目させられる。しかし、敗戦直後の児童保護に関する概略的記述は、「児童福祉法」（1947年12月12日公布）制定にいたる文脈のなかにとどまっているかのように見える。また、浮浪児・戦争孤児を「戦後混乱期の児童保護」としてのみ位置付けるのは、1950年においてもなお「街頭児」4万人のうち7千人以上が浮浪児であるという報道⁶⁾とは隔たりがある。

浮浪児・戦争孤児は、敗戦直後の最も重要な「社会病理」現象のひとつであり、憐憫・保護と治安の対象であった。浮浪児・戦争孤児は、復員後に優先的編入学を認めた海軍飛行予科練習生・陸軍士官学校・陸軍幼年学校など軍学校在籍者とは対極に位置していた。浮浪児・戦争孤児を、「戦後改革期の教育」に後景として添えるだけという域を脱しなければならぬ。

ここでは、浮浪児・戦争孤児の状態、政府の対策、戦後行幸と浮浪児・戦争孤児施設とのかかわり、を中心に解明する。

もとより浮浪児・戦争孤児当事者の生きざまは他人の容喙を許すまい。

1. 敗戦時に浮浪児・戦争孤児はどのくらいいたか？

敗戦時に戦争に起因する浮浪児・孤児はどのくらいいたか？ 正確な数を知ることは難しい。取り敢えず以下にいくつかの全国的な統計を掲げてその概要を知る一端とする。

①『日本社会事業年鑑 昭和22年版』によれば、1946年8月末現在「親類縁故収容施設等に収容保護されて」いる戦争孤児は2,837人（乳幼児433人、学童2,404人）であった。また、浮浪児は1946年7月末現在3,080人で、このうち施設に収容されていたのは1,514人であった⁷⁾。

②「全国所在地別引揚戦災孤児収容施設数及収容中引揚戦災孤児数（二一・一二・一〇現在）」によれば、1946年12月10日現在、268カ所の施設に7,615人（男子3,127人、女子1,787人、男女不詳2,701人）の植民地・占領地引揚孤児が収容されていた⁸⁾。

③厚生省児童局養護課調「各種保護児童数調（1947年6月15日現在）」によれば、浮浪児は未収容者1,545人（男1,240人、女305人）、収容者4,080人（男3,135人、女945人）であった⁹⁾。

④厚生省児童局企画課調「全国孤児一斉調査結果（1948年2月1日現在）」によれば、孤児の総数は123,511人、その内戦災孤児は28,248人、植民地・占領地引揚孤児は11,351人

であった。「保護者なくして独立して生活を営むもの」は4,201人であった¹⁰⁾。この調査では沖縄県の統計が空白である。幸地努によれば、沖縄県の戦争孤児はピーク時には1,000人であった¹¹⁾。

2. 敗戦間際の戦争孤児対策

(1) 東京都戦災孤児援護学寮

本土における戦争孤児は1944年11月以降本格化した米軍の都市爆撃によって生じた。東京都は、空襲が本格化してから準備を開始し、1945年1月6日、東京都長官を会長とし、都次長・都商工経済会理事長・都教育局長らによる「東京都疎開学童援護会」を発足させた。同会の目的は「教育局の施策に応じて学童の教育並に生活上必要な事項に対し強力な援護を行い且つ保護者が空襲の被害、不慮の災禍を蒙つた場合、これら学童の保護者に代つて其の任務を遂行する」ことにあった¹²⁾。管見の限り、これが最も早い戦争孤児への対応であった。

敗戦前の東京都における戦争孤児をめぐる状況を『社会事業』編集部「終戦後の児童保護問題」によって概括すれば次のようである。

- ①1945年3月10日大空襲後11日にいたって「罹災地から現れた戦災迷子は極めて多く」、東京都養育院に31名を収容救護した。
- ②本所、深川、城東各区の戦災によって集団学童疎開者中にも相当の戦災孤児が現れたので、国民学校長の間では戦災孤児の育英機関の設立運動が重要な問題となっていた。
- ③宮城県に集団疎開した浅草区富士国民学校では66名が戦災孤児となった。学校側は、これらの孤児を社会事業施設へ収容することを極力避け、国家の手で大規模な「国児院」を設立して収容すべきだと提案したが、予算の関係で実現しなかった。
- ④1945年5月、東京都疎開学童援護会では世田ヶ谷区瀬田町身延山関東別院に援護学寮（二子玉川学寮）を開設し、学童疎開中または在京中孤児となった児童を収容した。
- ⑤1945年7月、戦災援護会は東京都杉並区西荻窪に「子供の家」を設立し、学齢以下の乳幼児の戦災孤児を収容した。東京都支部でも直営の施設を計画した¹³⁾。

東京都が世田ヶ谷区瀬田町身延山関東別院に設置した戦災孤児援護学寮（二子玉川寮）の寮長には積惟勝が就任した。積の回想によってこの間の経緯を多少明らかにすることができる。積は、1945年6月中旬東京都教育局国民学校課長から「家庭の事情でみんなと集団疎開のできなかつた子どもたちが、東京にはまだかなり残っている。そのなかからすでに両親を亡くした子どもたちも二、三でている。とりあえず都としては、その子どもたちをある寺院にあずかってもらっているが、今後こうした子どもたちの増える可能性も強い。そこで、こうした子どもたちの面倒をぜひ君にみてもらいたいのだ。」と要

請を受け、受諾の旨即答した。

東京都は1945年6月下旬に疎開先の戦災孤児の実態調査を行い、積は本所区の集団疎開先である宮城県鳴子温泉の実態調査に従った。7月7日現在、二子玉川寮に収容されていた戦災孤児はわずか2人であった¹⁴⁾。学童疎開中に孤児となった児童の大部分が疎開先にいたということによるのであろうか。

(2) 広島市比治山国民学校迷子収容所

1945年8月8日、広島市は比治山国民学校に原爆によって生じた迷子(乳幼児・児童)のために比治山国民学校迷子収容所を設置した¹⁵⁾。川元きくは、8月16日のこととして「孤児が六〇人ばかり収容されている」という市担当者の説明を記録している¹⁶⁾。『広島・長崎の原爆災害』は4,000~5,000人の原爆孤児が存在したと推測しており、大部分は放置されていたと考えざるをえない¹⁷⁾。

広島の戦争孤児は原子爆弾の被爆者でもある。私はそのことの格別の意味を自身で表現することはできない。『広島・長崎の原爆災害』は「いずれの戦災都市においても大量の戦争孤児を生じたが、原爆被災においては、一般戦災に比し壮年層の被害率が高かったうえに放射線の影響も加わり、孤児の問題は量と質の両面でいっそう深刻さを加えた。」¹⁸⁾と記している。時期を下った統計ではあるが、先にみた「全国孤児一斉調査結果(1948年2月1日現在)」において、広島県の孤児数は5,975人と最も多かったのである。他の道府県における戦争孤児対策については今は不明である。

(3) 「戦災遺児保護対策要綱〔昭和20.6.28〕」

一方、政府の戦争孤児対策は厚生省の主導のもとで進行した。1945年6月22日、厚生省・戦災援護会が「戦災遺児援護対策懇談会」を開催して文部省・東京都・警視庁・大日本教育会・社会事業協会・東京都疎開学童援護会と協議した¹⁹⁾。懇談会の席上、厚生省戦時援護課長小島徳雄は「懇談の結果と当省の見解を噛み合わせたものを対策要綱案として近く次官会議にまでもつてゆき国策として実現させたいと考へてゐる」と見通しを述べた²⁰⁾。その「対策要綱案」が、「戦災遺児保護対策要綱〔昭和20.6.28〕」²¹⁾である。「戦災遺児保護対策要綱〔昭和20.6.28〕」の「方針」には以下のようにあった。

戦災ニ依リ親権者其ノ他ノ直接保護者ヲ失ヒタル乳幼児・学童及青少年ニ対シ国家ニ於テ之ガ保護育成ノ方途ヲ講ジ殉国者ノ遺児タルノ矜持ヲ永遠ニ保持セシムルト共ニ宿敵撃滅ヘノ旺盛ナル關魂ヲ不断ニ涵養シ強ク正シク之カ育成ヲ図リ以テ子女ヲ有スル父兄ヲシテ後顧ノ憂ナク安ンジテ本土決戦ニ敢闘セシメントス
戦争孤児対策が戦意昂揚策の一環であったことは多言を要しない。

「戦災遺児保護対策要綱」の「要領」「備考」を摘記すれば以下のようである。

①戦災遺児の保護期間は生計を独立するまでとし、保護事業は政府が管理する。

- ②地方長官は、保護事業・保護育成者を直接指導監督する。
- ③戦災遺児を、一般国民が「単ナル憐憫ノ情」ではなく「殉国者ニ対スル敬虔ナル感謝」「遺児ニ対スル温情溢ルル慈愛心」をもって遇するよう措置を講ずる。
- ④孤児等の名称を廃し「国児」と呼称する。
- ⑤戦災遺児が「殉国者ノ遺児タルノ矜持ヲ保持」し、「宿敵撃滅ヘノ旺盛ナル闘魂ヲ不断ニ培ヒ」、社会的処遇に「酬ハシメル」ため「国児訓」を制定する。
- ⑥「保護育成ノ方法」は、養子縁組、個人家庭への教養の委託、集団保護育成施設の設置または施設への委託とする。
- ⑦事業の実施には、恩賜財団戦災援護会、教育団体、宗教団体に全面的に協力させる。
- ⑧必要経費は国庫で特別措置を講ずるとともに、恩賜財団戦災援護会に「可及的負担セシムルコト」とする。

「靖国の遺児」にも重なる戦災遺児・「国児」の呼称は、戦災遺児保護事業が国家的施策であることをよく表していた。しかし、「保護育成ノ方法」はもっぱら養子縁組の斡旋に重点があり、集団保護育成施設設置については具体的でなく、財政措置も明瞭ではなかった。「戦災遺児保護対策要綱」は、国民と戦災遺児の「心構え」を説き、保護事業を戦災援護会等に行わせるという意味合いが強かった。孤児保護事業は政府が管理するとしながら、国家の責任を鮮明にしたとは言い難い。

『昭和二十年 公文雑纂 卷七ノ一 内閣次官会議関係(一)』は「戦災遺児保護対策要綱」に相当する文書を含んでおらず、次官会議決定にはいたらなかったと判断するしかない。新聞が報じた「近く次官会議にまでもつてゆき国策として実現させたいと考へてゐる」という小島厚生省戦時援護課長の見通しにもかかわらず、本要綱は厚生省内の方針にとどまった。

(4) 敗戦間際の浮浪児

敗戦直前の戦争孤児に関する統計は見当たらない。広島の場合に俟つまでもなく施設に収容された戦争孤児はごくわずかであり、孤児たちの多くは放置され、浮浪児となった。函館厚生院育児院長又坂日出生の日記(1945年4月～1949年3月)から敗戦前の浮浪児の存在を知ることができる。以下に1945年4月から敗戦までの期間の浮浪児に関する記事を摘記する。

- 「東京で戦災にあったと称するH(十二才)を市社会課から引取る」(1945年4月日の条、日付は欠、事情は不明、以下も同様)
- 「警察の依頼で函館棧橋駅から浮浪児として収容していた、T及びS、それぞれ十四才はその後の行動がどうしてもなおらず……」(同4月 日の条)
- 「警察の依頼に依る函館棧橋駅から浮浪児S(推定十三才)を収容する。白痴で何を

きいても不明である。」(同4月 日の条)

○「浮浪児S(十二才)同F(十四才)いずれも函館棧橋駅から収容する。」(同5月 日の条)

○「今日も亦K(九才)を駅前交番から引取る。棧橋駅に集まる浮浪児を分類すれば、戦災で肉親をなくして北海道に流れて来たのが約三分の一、あとはそれに便乗した不良児たちである。内地の感化院あたり空襲で解散したのがあるように思われてならない。」(同5月 日の条)

○「浮浪児F及びN逃走。」(同6月 日の条)

○「浮浪児K(十四才)W(十三才)T子(十五才)函館棧橋駅から夫々収容する。」(同6月 日の条)²²⁾

多くはないこれらの記述から、本州方面から青函連絡船を利用して北海道へ渡った浮浪児一乗船の改札をくぐり抜けることは不可能であろう。彼らは貨物列車に隠れていたのであろうか²³⁾、下船の際に発見されて警察へ引きわたされてしまう光景を想像しなければならない。

3. 敗戦後の浮浪児・戦争孤児対策

(1) 戦災孤児等集団合宿教育所

文部省は、1945年9月15日「戦災孤児等集団合宿教育ニ関スル件」(文部省国民学校局長、地方長官宛)²³⁾を通牒し、戦災孤児等集団合宿教育所の設置方につき10月15日までに申請するよう指示した。政府による敗戦後最初の戦争孤児対策であった。通牒に添付した「戦災孤児等集団合宿教育所ニ関スル要項」「戦災孤児等集団合宿教育施設基準経費調」により戦災孤児等集団合宿教育所の概要を以下に示す。

- ①対象は集団疎開児童で戦争孤児となった者、疎開から引揚困難な者、身体虚弱その他の理由で合宿教育所に収容することを適当と認めた者である。将来その範囲を拡大する。
- ②当該戦災都市町村国民学校の分教場とし、定員は250人とする。
- ③当該都道府県内に適当な施設場所がないときは他府県に設置してもよい。
- ④児童の勤労教育と食料自給自足のために必ず附属農場を設けること。
- ⑤都道府県市町村に対する国庫補助は所要経費の8割とする。
- ⑥職員は教員10人、寮母12人、作業員10人とする。

文部省が主催した全国戦災孤児外地引揚児童等集団合宿教育研究協議会(静岡県沼津市東京都戦災孤児教育所、1947年10月4日)の出席者名簿によれば、教育行政担当者と戦災孤児合宿教育所担当者が出席していた都府県と施設数は以下のとおりである。

東京 (1), 静岡 (3), 岡山 (1), 広島 (2), 岐阜 (1)

神奈川 (2), 愛知 (4), 大阪 (1), 兵庫 (2)

設置主体は都・県・市町村と多様である。なお、岩手・青森・鳥取・宮崎各県は県の教育行政担当者のみが出席していた²⁴⁾。これらの県が戦災孤児合宿教育所を設置していたかどうかは確認できないが、この通牒にもとづき少なくとも17以上の戦災孤児合宿教育所が設置されたことがわかる。

東京都・広島市の例についてやや立ち入ってみよう。

東京都戦災孤児等合宿教育所 (学寮)

1945年10月24日、東京都教育局は「戦災孤児並ニ家庭引取困難ナル学童等ノ学寮設置ニ関スル件」により、「疎開先ニアル戦災孤児並ニ家庭引取困難ナル学童ニ付テハ……学寮ヲ設置シ順次疎開先ヨリ帰還スル学童ヲ収容スル」ことを定め、8カ所の学寮を設置した²⁵⁾。「戦災孤児並ニ家庭引取困難ナル学童等ノ学寮設置ニ関スル件」に「文部次官依命通牒ニ基キ……」とあり、東京都の学寮設置が1945年9月15日付文部省通牒にもとづいていたことは明らかである。しかし、「学籍ハ地元国民学校ニ転籍」して児童は学寮から通学することになっており、合宿教育所を当該戦災都市町村国民学校の分教場とするという文部省通牒の趣旨とは異なっていた。東京都で学童集団疎開に従い孤児となったのは1,169人、このうち引き取り手のなかった345人を戦災孤児等集団合宿教育所に収容した²⁶⁾。合宿教育所・所在地・収容人員は表-1のとおりである²⁷⁾。

表-1 東京都戦災孤児等合宿教育所 (学寮) 一覧

名 称	所 在 地	疎 開 先	収容人員	備 考
府中東光寮	北多摩郡府中町	岩手県	69	本所区より
南養寺寮	〃 谷保村	新潟県	40	深川区より
大円寺寮	〃 久留米村	新潟県	40	深川区より
蓮華寺寮	〃 大和村	新潟県	40	深川区より
金剛寺寮	南多摩郡七生村	山形県	64	城東区より62・江戸川区より2
福生寺寮	〃 堺村	宮城県	41	浅草区より39・小石川区より2
大泉寺寮	〃 七生村	その他の県	51	
梅岩寺寮	北多摩郡東村山町			
合 計			345	

ただし、南養寺寮長積惟勝は「調査の結果では三百名あまりの者が、実際になると、その半数の百五十名程度に減り、それも便宜上、大きな寺院や収用所に一旦仮入寮することとなり、私の寮にはその日誰も来なかつた。そして翌日、どんな方法で選定されたものか、とにかく、四名だけの者が入寮して来た。」²⁸⁾と述べており、上記の数字は計画にとどまった可能性が高い。また、東京都は財政上の理由で絶えず学寮の統廃合を図った模様だが、これら学寮のその後の経緯は詳らかではない。南養寺学寮の児童は1947年4月には東京都赤坂区片浜養護学園（静岡県沼津市）へ移動した。積は「その後、他の七学寮は東村山の小小学寮（前身は大円寺学寮）に合併した」と記している²⁹⁾。

疎開地における戦災孤児および学寮に収容される前後の事情については、佐々木直剛が次のように述べている。

疎开学童のほとんどは、臨時列車で引き上げたが、孤児となった者のなかには、しばらく疎開地に残された者もあった。

宮城県玉造郡赤湯（現在の鳴子町赤湯）にも、このような学童が残り、金龍国民学校の疎开学寮であった「砂善」に預けられた。……

最後まで残っていた学童が東京に戻ったのは、昭和21年（1946）3月であった。浅草関係で引きとり手のない孤児39名は南多摩郡堺村福生寺の「戦災遺児寮」にあづけられた。ここでの食糧事情は、疎開末期とかわりなく、芋づるをたべるような状況に置かれた。彼等同士は同じ境遇なので、ひとつに融け込んでいったが、土地の子どもたちと一緒に勉強するときはつらかった。親がないのでばかにされたり、いじめられたりした³⁰⁾。

学童疎開先で孤児となった児童への対策とは別に、東京都民生局は罹災者の援助を図るために「戦争終結による戦災援護事業計画」を定め、戦争孤児対策を講じてもいた。同計画の「戦災ニ依ル孤児ノ援護育成ニ関スル事項」は以下のものである。

戦災ニ依リ両親及保護者等ヲ失ヒ孤児トナリタル者ノ援護育成ニ関シテハ一応養育院其ノ他施設ニ分散収容中ナルモ之ガ育成方針ヲ確立シ収容施設ノ増設等ヲ行ヒ戦争ニ依リ生ジタル是等ノ氣ノ毒ナル孤児ニ対シ強力ナル国家的保護ヲ加ヘ、将来有為ナル皇国民トシテ育成ヲ成スノ義務アリ依而之ガ計画実施ヲ為サムトス³¹⁾。

計画策定の時期は不明だが、「皇国民として育成」などの表現は敗戦後のごく初期の施策であることを示している。

この計画にもとづいて施設に収容されていた戦争孤児は表-2のようであった³²⁾。

これら戦争孤児の委託収容のために、東京都は1人につき日額1円60銭を支給した。

表一 2 戦災援護事業計画による戦争孤児保護の状況

施設名	所在地	委託収容人員		
		男	女	計
東京都養育院	板橋区板橋5-1014	46	21	67
杉並学園	杉並区大宮前4-464	6	0	9
東星学園	北多摩郡清瀬村	6	3	9
機恵子寮	大森区池上町	0	1	1
愛清館	牛込区南山伏町16 稲垣方	3	5	8
興亡館	向島区寺島町4-30	0	1	1
戦災援護会子供の家	杉並区西荻窪1-30	5	7	12
計		66	38	104

広島戦災児育成所

広島戦災児育成所（広島県佐伯郡五日市町）については、『広島戦災児育成所要覧』³³⁾により詳しく知ることができる。要覧には「当所には文部省案による集団教育所が設置されてみて普通の小学校と同じ授業を行ってゐる。」とあり、広島戦災児育成所が1945年9月15日付文部省通牒「戦災孤児等集団合宿教育ニ関スル件」を適用した施設であることは明らかである。その概要は以下のものである。

①復員兵・僧侶山下義信が「戦災孤児救済の目的を以て広島県当局に陳情しあらゆる苦闘と曲折を経て」1945年12月に開設した。

②発足以来1947年8月にいたる期間の児童の推移は表一3のとおりである。

表一 3 広島戦災児育成所児童数の推移（1945年12月～1947年8月）

	1945	1946												1947								計
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
入所児	34	4	27	15	18	3	1	9	1	5	2	0	2	1	3	3	5	5	4	1	3	139
離所児	19	2	11	6	9	0	0	4	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	1	57
在所児	15	17	33	42	51	54	55	58	59	63	65	65	67	68	70	73	73	78	80	80	82	82

- ③児童の退所理由は、親子再会20人、親族引取り16人、養子縁組その他21人である。
- ④広島市鞆町小学校分教場を併置し、広島市より5人の教員が派遣されている。学齢児童は66人で、その内訳は、小学生49人、中学生17人（新制10人、旧制6人、夜間工業学校1人）である。分教場は4学級編制で、1・2年（複式）、3・4年（複式）、5年、6年でそれぞれ1学級を編成している。幼児は15人であり、保母2人が配置されている。
- ⑤常勤職員は20人（男子7人、女子13人）である。ここには5人の教員は含まない。

(2) 「戦災孤児等保護対策要綱」

1945年9月20日、次官会議が「戦災孤児等保護対策要綱」³⁴⁾を決定するに及んで、文部省の対応と相前後して政府の戦争孤児対策も明らかとなった。「戦災孤児等保護対策要綱」は「大東亜戦争ノ災禍ニ因ル孤児増加セル現況ニ鑑ミ国家ニ於テ……必要ナル保護育成ノ方途ヲ講ズルモノトス」と、個人家庭への保護委託、養子縁組の斡旋、集団保護施設設置の方針を示した。これらの内容は、先述した「戦災遺児保護対策要綱〔昭和20.6.28〕」と酷似しており、「戦災孤児等保護対策要綱」が「戦災遺児保護対策要綱〔昭和20.6.28〕」を踏襲したものであることは明らかである。寺脇隆夫は「この要綱に基づく対策がどの程度具体化されたかは不明である。」「結局、対策要綱に基づく孤児対策は、戦災援護会・同胞援護会などの施設や既存の育児施設などに収容保護した程度……」と述べているが、具体化の詳細は今も不明である³⁵⁾。

(3) 浮浪児・戦争孤児の取締り

一方で浮浪児・戦争孤児の取締りが進行していた。上野駅付近の浮浪者の強制収用＝「浮浪者狩り」「狩込み」は1945年10月から行われていた³⁶⁾。浮浪者に子供が含まれていたことは想像に難くない。

1946年4月15日付厚生省通牒「浮浪児その他の児童保護等の応急措置実施に関する件」(厚生省社会局長、地方長官宛)³⁷⁾は、浮浪児・戦争孤児取締りの嚆矢であった。通牒の趣旨は「戦災孤児其の他に於て停車場、公園等に浮浪するもの」の「応急保護対策」を講ずることにあった。「応急保護対策」とは、社会事業関係者・警察官が「浮浪児の徘徊する虞ある場所」を「随時巡回して浮浪児等の発見に努め……保護者に引渡し又は児童保護施設に収容する」ことであった。「応急保護対策」は「狩込み」として具体化した。「四月に入つてから家なき児らの狩込みは六回あつた。そして四十一名の少年少女が上野、新宿、品川、田端の駅や、浅草、五反田等の闇市から板橋の養育院へ送られた」という報道³⁸⁾はこの通牒と無縁ではない。『養育院八十年史』の記述から「狩込み」の様子をうかがうことができる。

昭和二十一年当初浮浪児はまだ大した数ではなく月二、三回の一斉収容に毎回四、五〇人の程度で大部分は本院に収容したが、施設の不備、処遇の関係等でその多く

は直ちに逃亡するものが続出した。このため一時は大島に隔離収容する案を樹て、同年二月末現地視察を行ったが地元の反対にあい実現できなかった。……

このころは食料難が深刻化して居た時期でもあったので、浮浪者と浮浪児の比率は逆転し、無数の浮浪児が闇市等に蝟集していたため、その収容保護に重点が注がれるようになった。以来本院は定期的に月三回平均一斉収容を行ったが、児童は説諭や訓話の甲斐もなく依然として収容即日四方の窓から飛出して到底之を阻止する事が出来なかった。……³⁹⁾

1946年9月19日付厚生省次官名通牒「主要地方都市浮浪児保護要綱」(東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡各地方長官宛)⁴⁰⁾は、「狩込み」を常時発見・一斉発見・巡回発見に定式化し、浮浪児「保護」の推進をはかろうとした。犯罪を「未然に防止」すべく「浮浪児、戦災孤児等の救護協力」は警察の所管事項に明記されるにいたり⁴¹⁾、浮浪児・戦争孤児対策は犯罪取締りとほとんど同義であった。

1948年9月7日の閣議決定「浮浪児根絶緊急対策要綱」は、背後で浮浪児を利用している者を嚴重に取締り、浮浪児に対する「保護取締りを連続反復して徹底的に行う」ことを定めるとともに、「浮浪児を根絶できない大なる理由が、人々が浮浪児に対して安価な同情により又自己の一時的便宜によつて彼らの浮浪生活を可能ならしめていることにあることを、一般社会人に深く認識せしめる」⁴²⁾よう強調していた。

11月5日付厚生・文部・運輸・労働各次官、国家地方警察本部次長連名通牒「浮浪児根絶緊急対策要綱の実施について」(各都道府県知事・国家地方警察管区本部長・都道府県警察隊長・労働基準局長・地方鉄道局長宛)⁴³⁾は、9月7日閣議決定の趣旨を徹底するための措置であった。通牒は「浮浪児保護に対する真の理解の徹底」をはかるべく、一般国民に理解させるべき第一の事項に「浮浪児に対する無責任な同情から物を与えたり、自己の一時の便宜から物を買ったりすることが浮浪児の生活を安易にさせ当局者の努力にも拘らずその数を増加させることに役立つものであること」と述べていた。あわせて、児童福祉司・児童委員・警察官が常時・単独・巡回的に「街頭浮浪児の個別的保護を徹底的に反復励行する」よう指示した。

(4) 浮浪児・戦争孤児の取締りとラジオ・ドラマ「鐘の鳴る丘」

「新橋の隆太」と修吉ら浮浪児・戦争孤児・不良少年たちが、修吉の兄・修平が建設した少年たちの家・「鐘の鳴る丘」を中心に「更生」していく過程を描いたラジオ・ドラマ「鐘の鳴る丘」は、1947年7月5日に放送開始、午後5時15分から15分間、当初は土・日曜日、翌年4月からは月～金曜日に放送し、1950年12月まで790回続いた。

『放送五十年史』は「浮浪児救済と青少年の不良化防止をテーマとしたキャンペーンドラマ」であり、浮浪児救済を「正面から取り上げた『鐘の鳴る丘』は、ヒューマンな内容

が大きな反響を呼び、主題歌“とんがり帽子”は、子どもたちに愛唱された。」と述べている⁴⁴⁾。

「芸能史を歩く」(『朝日新聞』1986年2月15日付、夕刊)は、「ドラマの反響は圧倒的だった。回が進むにつれ、『もっと回数を増やして』という投書が殺到した。」と、このドラマが高い人気を得たと述べている。1948年には松竹が「鐘の鳴る丘 隆太の巻」として映画化(監督は佐々木啓祐、松竹大船、1949年に「第二篇 修吉の巻」「第三篇 クロの巻」を製作)した。田中純一郎は「鐘の鳴る丘 隆太の巻」を「NHK評判ラジオ・ドラマの映画化。ヒット。」と記している⁴⁵⁾。単行本・絵本⁴⁶⁾も刊行され、子供向け雑誌は「NHKの実況を見る『鐘の鳴る丘の放送』どのようにして行われるか!」⁴⁷⁾というルポルタージュを載せた。

「鐘の鳴る丘」では、第2回(1947年7月6日)放送以降、主題歌の合唱・番組タイトルの後に「此の時間の毎土・日は青少年の不良化防止の問題に取材した連続放送劇『鐘の鳴る丘』を放送致します。」⁴⁸⁾とナレーションが続いた。今では人々の記憶から欠落してしまったこの事実こそ、「鐘の鳴る丘」制作の意図をよく現していた。

菊田一夫は次のように回想している。

「鐘の鳴る丘」が企画されたのは、CIE内部に、その以前から、浮浪児救済問題を探り上げる企画があつたところへ、フラナガン神父が来朝したので、これを機会に……と、いうことになつたのだそうです。

私をCIEのスク립ト係りのデスクに招んだのは、H・ハギンス氏でした⁴⁹⁾。

佐野美津男が亡くなってしまったからには、かつての浮浪児で戦争孤児である佐野が次のように語ったことは記しておかなければならない。

「鐘の鳴る丘」なんて聴いていなかったなあ。どだいラジオのあるところになかったし、施設に收容されても、そこにラジオはなかったから……(「鐘の鳴る丘」)いわば狩込みによって浮浪児を施設に集め、そこで保護することの正当性を浮浪児以外の人びとに納得させるためのもの……⁵⁰⁾

「鐘の鳴る丘」は浮浪児・戦争孤児に対する憐憫と恐怖感をないまぜにしたイメージの形成と固定に大きく預かった。

4. 昭和天皇の戦後行幸と浮浪児・戦争孤児

戦後行幸と浮浪児・戦争孤児施設とは深いかかわりがあった。1946年6月の千葉県下地方状況視察に始まる敗戦後の地方巡幸では、昭和天皇は必ずと言ってよいほど孤児施設を視察し、浮浪児・戦争孤児を「慰藉」「激励」した⁵¹⁾。浮浪児・戦争孤児は、傷痍軍人・戦没者遺族・引揚者などとともに「人間天皇」の恩恵の対象としてこれ以上ふさわ

しい存在はなかった。管見の限り、戦後行幸の際に視察先となった浮浪児・戦争孤児施設、奉迎会場に浮浪児・戦争孤児を参列させた例は表-4のとおりである。

表-4 行幸の際に視察先となった浮浪児・戦争孤児施設一覧

施設名	視察年月日	出典
博愛社 (大阪府)	1947年6月5日	大阪府編・発行『大阪府行幸記録』1948年, 71~72頁
助松学園 (大阪府)	1947年6月7日	大阪府編・発行『大阪府行幸記録』1948年, 73~74頁
信愛学園 (兵庫県)	1947年6月11日	兵庫県編・発行『兵庫県行幸誌』1948年, 55~58頁
恵愛学園 (長野県)	1947年10月12日	矢ヶ崎賢次編『長野県巡幸誌』長野県庁総務部総務課, 1954年, 19~21頁
福井第一社会厚生園 (福井県)	1947年10月26日	福井県編・発行『昭和二十二年 福井県巡幸誌』1950年, 44~46頁
鳥取育児院 (鳥取県)	1947年11月26日	大阪鉄道局編・発行『昭和二十二年 関西行幸記録』1948年, 4頁
広島戦災児育成所 (広島県)	1947年12月7日	小野勝『天皇と広島』広島文化社, 1949年, 22~23頁
成徳学校 (岡山県)	1947年12月10日	岡山県編・発行『昭和二十二年十二月 天皇陛下行幸誌』1949年, 19~21頁
百道松風園 (福岡県)	1949年5月21日	福岡県知事室秘書課編・発行『天皇陛下行幸録』1952年, 35頁
和白青松園 (福岡県)	1949年5月21日	福岡県知事室秘書課編・発行『天皇陛下行幸録』1952年, 28頁
慈愛園 (熊本県)	1949年5月30日	熊本県知事室文書課編・発行『行幸誌』1952年, 88~91頁
仁風寮 (鹿児島県)	1949年6月3日	鹿児島県弘報課編・発行『天皇陛下御巡幸誌』1951年, 30~31頁
帯広平原学園 (北海道)	1954年8月17日	北海道総務部文書統計課編『北海道行幸啓誌』北海道, 1957年, 190~191頁
富良野国の子寮 (北海道)	1954年8月18日	竹内武夫編『天皇陛下皇后陛下奉迎誌』天皇陛下皇后陛下奉迎富良野奉讃会, 1956年, 15頁

ところで、浮浪児・戦争孤児施設があったので天皇が初めてその町村を訪うという事態が生じた。時期はやや下るが戦後巡幸の最後を飾る1954年の北海道行幸の際に、8月18日、天皇は引揚孤児施設・富良野国の子寮を視察した。富良野では他には富良野高等学校校庭を会場とする奉迎式を行ったのみであり、富良野行幸の目的はほとんど国の子寮視察にあった。

そして、富良野町の行幸記録は国の子寮に関する記述が大部分を占めている。そこに

は沿革と概要に関する奏上書・事務概要・施設内容など国の子寮の現況を天皇に対して説明した文書を載せている。行幸記録は国の子寮に関する最も詳細な記録でもある。国の子寮視察に至る経過を詳らかににはできないが、次のような回想を紹介する意味はある。

……終戦の翌年の二十一年と思うが、その頃富良野の名取マサ女史が国の子寮を富良野で創めたという話を聞いて、私は……これは天皇陛下を富良野へお迎えすることが出来ると確信した。それで滝脇元子爵にお願いして宮内庁にいついただき、当時の田島宮内府長官始め犬丸行幸啓主務課長等に、天皇陛下の本道行幸特に富良野へのお成りをお願いしていただいた。私も宮内庁へ伺つて時の総務課長にお願い申し上げた⁵²⁾。

浮浪児・戦争孤児施設は行幸と関係したとき脚光を浴びたのである。

むすび

寺脇隆夫は敗戦後の孤児対策を概観したうえで、「戦後初期の児童問題対策は、戦争の直接的被害者である孤児問題に本格的に取り組むことをせず、その間に放置された戦災孤児を含めて、戦後社会の混乱状況の反映である街頭浮浪児の増大に直面してはじめて、いわば弥縫的な“狩込み”対策から着手したのだとあってよい。」⁵³⁾と述べている。たしかに「狩込み」は「弥縫的」であった。とはいえ、私は「政府が先頭に立って孤児の収容施設を大量に建設・確保し、十分な費用をかけて手厚く保護するといった強力な対策はとられなかった」という寺脇の論証を欠いた評価⁵⁴⁾が説得力あるとは思わない。むしろ、私は『広島・長崎の原爆災害』が、広島市のこととして次のように述べている方が、当事者の思いに重ねて理解するうえで遥かな広がりがあると考える。

……市内の児童施設が原爆孤児の保護・救済にあたったが、そのほとんどは民間の社会事業施設の努力や活動によるものであった。しかもその収容数は300人程度のもので、当時生じた孤児の数と比して、不十分なものであったと言わざるを得ない。このような状況であったので、孤児たちの多くは親類や縁者、あるいは全く他人の家で、いわば個人の善意と援助のなかで生きてきたというのが実情である⁵⁵⁾。

この指摘をさらに敷衍して考察しておく必要がある。

同胞援護会が行った「全国所在地別引揚戦災孤児収容施設数及収容中ノ引揚戦災孤児調」「全国所在地別引揚戦災孤児収容施設一覧」⁵⁶⁾によれば、280の戦争孤児施設のうち国公立施設は24都道府県40カ所で全体の14%に過ぎず、国公立施設に暮らす戦争孤児は1,601人で、全施設の戦争孤児7,620人のうちようやく21%を占めるに過ぎなかった。21の恩賜財団同胞援護会の施設を除いた219施設は民間の経営によっていたのである。

私は、多くの浮浪児・戦争孤児が「個人の善意と援助のなかで生きてきた」ということ

にほとんど同意するが、「身の上を気にせずすむところは、と考えたら、自衛隊があった」という選択⁵⁷⁾は、「個人の善意と援助」を峻拒してこそはじめて生きられた戦争孤児があったことを想像せしめる。

浮浪児・戦争孤児は憐憫・同情と取締り・侮蔑の狭間で生きざるをえなかった。

註

- 1) 戦争孤児は、空襲などにより両親を失った戦災孤児と、日本の植民地・占領地において孤児となったものあるいは引揚げの途上で孤児となったものの総称である。なお、「児童福祉法」は児童の年齢を満18歳までとしており、「旧少年法」(1921年)は18歳未満、「少年法」(1948年)は20歳未満を少年と規定している。本論では、考察対象の年齢を、厚生省児童局企画課調「全国孤児一斉調査結果(1948年2月1日現在)」の区分に従い満20歳までとした。曖昧さを含むが、差し当たり浮浪児・戦争孤児の実態を把握するうえでは有効であるとの判断による。
- 2) 児玉克哉が「原爆被災孤児」を「満一四歳までに、両親を原爆または原爆症で失ったか、片親を原爆または原爆症で、もう一方の片親を別の原因で失った者」と、定義している(児玉克哉『原爆孤児流転の日々』(汐文社, 1987年, 159~160頁)ことは、思索を促すうえで掲げておく意味がある。
- 2) 『社会科学年報』1984年版, 合同出版。後に一部を『原爆孤児 流転の日々』(汐文社, 1987年)に所収。
- 3) 広島市長崎市原爆災害誌編集委員会『広島・長崎の原爆災害』岩波書店, 1979年。
- 4) 大田堯編著『戦後日本教育史』岩波書店, 1978年, 25~26頁, 執筆者は大田堯・寺崎昌男。
- 5) 吉田久一『現代社会事業史研究』勁草書房, 1979年, 415~417頁, 459~460頁。
- 6) 『朝日新聞』1950年1月23日付。以下特に断らない限り東京版縮刷版を用いた。
- 7) 『日本社会事業年鑑』昭和22年版, 日本社会事業協会社会事業研究所, 1948年, 210頁。
- 8) 同胞援護会『一九四六年十一月三十日現在 全国所在地別引揚戦災孤児収容施設調』1947, 1~2頁, 謄写印刷。
- 9) 『厚生統計月報』第1巻第7号, 1947年10月, 72~77頁。
- 10) 『厚生統計月報』第2巻第2号, 1948年5月, 87~89頁。
- 11) 幸地努『沖縄の児童福祉の歩み』私家版, 1975年, 12頁。
- 12) 東京都編・発行『東京都戦災誌』1953年, 247頁。
- 13) 『社会事業』第29巻第1号, 1946年6月, 6頁。小林仁美氏の提供による。
- 14) 積惟勝『陽よ, 強く照れ 教育福祉の道50年』ミネルヴァ書房, 1978年, 101~104, 107頁。
- 15) 斗樹良江「記録 比治山国民学校迷子収容所 五日市戦災児育成所」, 広島市役所編・発行『広島原爆戦災誌』第5巻, 1971年, 633~685頁。
- 16) 川元きく「比治山孤児収容所の記」, 『広島原爆戦災誌』第4巻, 219頁。
- 17) 前掲『広島・長崎の原爆災害』325頁。
- 18) 『同上』324頁。
- 19) 『朝日新聞』1945年6月23日・30日付。前掲『社会事業』第29巻第1号, 6頁。
- 20) 『朝日新聞』1945年6月30日付。
- 21) 児童福祉法研究会『児童福祉法研究』創刊号, 1977年12月, 69~68頁。
- 22) 『風笛』第5号, 函館厚生院育児院, 1960年, 3~7頁, 謄写印刷, 又坂恵二郎氏の提供による。
- 23) 児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成』上巻, ドメス出版, 1978年, 338~342頁, 以下『資料集成』上巻と略記。
- 24) 「全国戦災孤児外地引揚児童等集団合宿教育振興協議会決議文」添付資料(大阪市学務課『昭和二十年十月以降 戦災孤児集団合宿教育所原議』大阪市教育センター所蔵)。

I 研究論文

- 25) 東京都台東区教育委員会編・発行『台東区教育史資料』第5巻, 1980年, 167~168頁。
- 26) 東京都立教育研究所編・発行『戦後東京都教育史』上, 1964年, 5頁。
- 27) 前掲『台東区教育史資料』第5巻, 167~168頁。
- 28) 積惟勝『青空を呼ぶ子供たち—戦災孤児育成記—』銀杏書房, 1949年, 108頁。
- 29) 前掲『陽よ、強く照れ 教育福祉の道50年』131頁。
- 30) 佐々木直剛『下谷浅草・小学校と児童の歴史』私家版, 1985年, 154~155頁。
- 31) 前掲『東京都戦災誌』520頁。
- 32) 同上。
- 33) 広島戦災孤児育成所編・発行『広島戦災孤児育成所要覧』1947年, 謄写印刷。
- 34) 前掲『資料集成』上巻, 337~338頁。
- 35) 『同上』46頁。
- 36) 『朝日新聞』1946年1月21日付。
- 37) 前掲『資料集成』上巻, 342~344頁。
- 38) 『朝日新聞』1946年4月19日付。
- 39) 東京都養育院編・発行『養育院八十年史』1953年, 269頁。
- 40) 前掲『資料集成』上巻, 345~347頁。
- 41) 1946年9月30日付内務省警保局長名通牒「少年に対する防犯機構の整備について」(各地方長官宛), 前掲『資料集成』上巻, 344~345頁。
- 42) 前掲『資料集成』上巻, 351頁。
- 43) 同上, 352~355頁。
- 44) 日本放送協会編『放送五十年史』日本放送出版協会, 1977年, 250頁。
- 45) 田中純一郎『日本映画発達史』Ⅲ, 中公文庫版, 1976年, 231頁。
川本三郎は, 映画「鐘の鳴る丘」について, 「蜂の巣の子供達」(監督・清水宏, 蜂の巣映画, 1948年)と対比しながら, 「やや感傷的で, 『この子たちを救え』ふうの悲愴なヒューマニズムが過剰だった」と評している(『今ひとたびの戦後日本映画』岩波書店, 1994年, 170頁)。私は, 東京国立近代美術館フィルムセンターの御厚意により, 1993年8月25・27日同センターで, 「蜂の巣の子供達」「その後の蜂の巣の子供達」(監督・清水宏, 清水プロ, 1951年)「大仏さまと子供達」(監督・清水宏, 蜂の巣プロ, 1952年)とともに「鐘の鳴る丘 隆太の巻」をみることができた。
- 46) 菊田一夫『鐘の鳴る丘 卷一 ガード下の風』東京出版, 1948年。同書巻末に絵本『鐘の鳴る丘』の広告が載っている。絵本は未見。
- 47) 『科学教室』1949年1月, 『別冊太陽 子どもの昭和史 昭和20-35年』(平凡社, 1987年, 136頁)から重引。
- 48) 菊田一夫『鐘の鳴る丘』1-10回, 放送台本, 謄写印刷, NHK放送博物館所蔵。
- 49) 菊田一夫『「鐘の鳴る丘」前後一七年間の放送を顧みて一』『文芸春秋』臨時増刊, 1952年6月, 159頁。占領軍が浮浪児・戦争孤児対策に関与していたことは明瞭であるが, 今は「軍政部が, 和歌山駅をうろついている戦災孤児を一週間以内に目につかないようにしろ……と命令してきた」(葛西嘉次氏「証言」)における実本博次の発言, 社会福祉研究所編・発行『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』1978年, 280頁。中静未知氏の提供による。)との回想を掲げるしか術がない。
- 50) 「戦後民衆史の現場をゆく 第17話 浮浪児」『サンデー毎日』1975年6月22日, 45頁。
- 51) 戦後行幸については, 坂本孝治郎『昭和期の天皇行幸の変遷——1927年~1964年を中心として——』(『学習院大学研究年報』24, 1989年)を参考にした。
- 52) 竹内武夫編『天皇陛下皇后陛下奉迎誌』天皇陛下皇后陛下奉迎富良野奉讃会, 1956年, 序。
- 53) 前掲『資料集成』上巻, 48頁。
- 54) 『同上』47頁。寺脇は「当時はそれどころではなかった」という反論を想定してはみなかったのだ

あろうか。

55) 前掲『広島・長崎の原爆災害』329頁。

56) いずれも同胞援護会編・発行『昭和二十二年四月現在 全国所在地別引揚戦災孤児収容施設調』(1947年, 謄写印刷)に所収。

57) 「ヒロシマ精神養子 第2部 生き抜いていま」<2>, 『中国新聞』1988年7月25日付朝刊。清水文裕氏の提供による。